

大口保証に係る事前協議基準の見直しについて

1. 検討の経緯

- (1) (独) 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）では、大口保証に係る事前協議（以下「大口事前協議」という。）を通じて、漁業信用基金協会（以下「協会」という。）における保証引受等の適正化及び円滑化に資するよう指導・助言に努めている。
- (2) 近年の漁業信用保証保険業務においては、事故率が低下し、保険金支払は低い水準にあるが、漁業をめぐる経営環境は、気候変動や自然災害、燃油や配合飼料等の国際市況などの影響を受け、不安定な状況にあることを勘案すると、今後代弁事故の増加も懸念される。また、保証引受後短期間で、被保証人が倒産・廃業に至った案件も見られること、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当面の業績が非常に見通しづら
い状況にあることから、保証引受審査にあたって、収支計画の妥当性、償還計画の蓋然性について、協会と信用基金の間で、認識を共有し、審査の目線を合わせることが一層重要となっている。
- (3) 一方、全国協会支所の現行の体制、今後の見通しを考えると、協会の業務負担を極力増やすことなく、特にリスクの高い資金に対する制度全体での審査能力の向上を図る取組みが必要である。

2. 大口事前協議基準の見直し案

上記を踏まえ、以下の方向で大口事前協議基準の見直しを行うこととし、水産庁と協議の上で、協会に説明、意見等聴取を行っているところである。

- (1) リスクが高いと思われる資金等に係る大口事前協議の対象範囲の拡大
- (2) 相対的にリスクが低いと思われる資金に係る対象範囲の緩和
- (3) 経営良好先（直近3か年収支実績平均黒字、繰欠なし）かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらを確認するための書類を添付して報告することで、大口事前協議に代えることができるとしている「大口事前協議の特例」について、上記要件に該当するか否かの確認の徹底

3. 今後のスケジュール

協会からの意見等を踏まえ、10月中に見直し案を確定、関係規程の改正を行い、令和3年1月の実施を予定。